

平成 29 年 7 月 31 日
いわくにバス株式会社

道路運送法違反に基づく不利益処分を受けました

当社は平成 29 年 2 月に乗合バスにおいて定められた経路を走行していなかった事象があり、それらを原因として本日、行政処分を受けることとなりました。下記にてご報告させていただきます。

1. 処分内容

本日付で乗合バス 2 両の使用停止処分（2 両×10 日）

※28 年 9 月にも行政処分を受けており「再違反」となります。

2. 発生日時/該当便

2 月 14 日（火）岩国駅 15:00→上迫（かみさこ）ゆき 上迫 16:10→岩国駅ゆき

3. 違反する内容

該当便は「上迫」バス停が起終点であるところ、ひとつ手前の「樋の口（ひのくち）」バス停を起終点とし、折り返して運行をしていた。お客さまから「上迫バス停に 16:10 発の岩国駅ゆきのバスが来ない」と連絡があったことから発覚し、該当運転士に確認したところ、事実であった。

4. 原因

樋の口～上迫間は車両同士の離合が困難な狭あい道路であるが、2 年前に発生した岩国和木豪雨災害による道路復旧工事を行うため今月 20 日より該当区間を通行止めにする事から、バスも樋の口～上迫間を区間運休することとし、社員への周知を行っていた。すでに該当区間には工事のお知らせ看板等が掲出してあり、運転士が工事中であると誤認をし、運転士の判断で樋の口バス停で折り返しを行ったものである。ただし、該当区間は携帯電話、無線が通じない区間であり、会社に確認することは出来ない状況であった。

定められた運行計画を行わなかった事案は何度となく起きており、これらの改善に一切取り組んでいない代表取締役のみに責任が存在すると考えております。

（該当運転士は 14 日以降は運転業務には従事せず、既に退職をしております）

5. 対応時系列

<2 月 14 日（火）>

16 時 30 分ころ 上迫バス停付近の地元の住民より会社に電話

「上迫バス停で待っている人がバスが来ないと言っていた。地元では20日から区間運休することは知っているが、運転士が間違えたのではないか。」「たまたま居合わせた人がマイカーで市街地まで送っていった」「該当の旅客の氏名や連絡先はわからない。」

18時ころ 該当運転士が当該便を運行終了し帰庫したことから事情聴取を行ったところ、樋の口バス停で折り返していたことを認めたことから終点まで運行していないことが事実であると判明した。

<2月15日(水)> 山口運輸支局に一報
上迫バス停、樋の口バス停および岩国駅に該当のお客さまと連絡を取るために掲示物を掲出。

<2月19日(日)> 岩国駅前切符売り場に該当のお客さまが掲示物を見て訪問
「自分が該当のものだ。別の人に送ってもらったが会社に補償などを求めるつもりもない。連絡をいただかなくて結構だ」※該当のお客さまは市街地に家があるが、畑などが該当バス停付近にあることから不定期で作業のためにバスをご利用されている方と推察しています。

6. 今後の対応

このたびの区間を含めて、当社の運行する路線のうち、山間地区間は携帯電話、無線が通じない区間、車両同士の離合が困難な狭あい道路を走行します。

そのため、何かあった場合に運行管理者と運転士とで連絡を取り合う手段を有しておらず、原則として運転士の自己判断としておりました。バスの運休に際してこれまで一定の基準がなく、積雪や台風等の気象災害時でも「行けるところまで行き、行けそうに無ければそこで引き返してくる」という運行方法を採用しておりました。これは旧岩国市交通局の時より行われており、特に山間地で1日のバス便が極端に少ない区間であることからお客さまに不便をかけることのないよう取り組んでおりました。

しかしながら、安全確保のため、運行管理体制を改善するためにも山間地区間で支障があった場合に運行継続（または運休）の基準を設けるべきと考えております。

以上

お問い合わせ：上田純史
Tel:0827-22-1092

現場写真

